

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	就学期児童が障がいの有無によらず共に学べる初等教育環境の構築、障がい児の就学状況の改善、およびインクルーシブ教育の実質的な普及に貢献する。
(2) 事業の必要性(背景)	(ア) カンボジアにおける障がい児とインクルーシブ教育 2013 年のカンボジア社会経済調査によれば、同国の人口の約 4%が障がい者となっている。しかしながら、ユニセフ等の国連機関や国際団体はこの数字は低すぎるとし、他の開発途上国と同等の 10%程と見積もっているが、調査員の障がいの知識や障がい児へのアクセスの問題を考慮すると、その割合は更に高いと推測している。 2013 年の世界子ども白書は、障がい児は非障がい児に比べて貧困に陥りやすく、社会が作り出す障壁や自身の機能障がいのためにより多くの課題に直面していると述べており、2013 年のカンボジア中間人口調査でも、識字率・教育の修了率・経済活動参加率で同様の結果が示され、教育や雇用において障がい者への特別な配慮が必要と指摘されている。また 2010 年のカンボジア人口・保健調査では、5 歳未満児の 40%に発育障がいがあり、28%が低体重であることが示されており、栄養状態の改善や保健サービスの充実等で防ぐことができる障がいが多いと言える。世界銀行は 2008 年、カンボジアを含む低／中間所得国 13 カ国で行われた 14 種類の世帯調査結果を分析した結果、全対象国において、障がい児は非障がい児よりも就学している割合が著しく低かったと指摘し、分析結果は、開発途上国の障がい者における低い学業達成率と、それに起因する貧困という憂慮すべき悪循環を示していると述べている。 カンボジア政府は、2008 年に採択した障がい児教育に関する国家方針書においてインクルーシブ教育を推進し、2009 年には、同教育を実現するための基本方針を採択した。2009 年に国内で成立した障がい者の権利の擁護及び促進法や、2012 年に批准した国連障害者権利条約にも、障がい児が教育を受ける権利の擁護や包括的な教育制度の充実の必要性が謳われている。また、同国政府が掲げる四辺形戦略では、障がい者に関わるこれらの政策や法律の実行促進が優先事項として明記されており、国として障がい児が教育を受ける権利やインクルーシブ教育の実現に向けた取り組みを進めている。しかしながら、国家予算の不足や、必要な知識や経験を備えた人材の不足等から、カンボジアにおける同教育の実施範囲は限られた地域に留まっており、障がい児の就学環境の改善は遅れている。子どもの権利条約に関する 2011 年のモニタリング報告書でも、教育を受ける権利の実現において障がい児は最も取り残されたグループの一つとされており、障がい児が直面する課題への対応が早急に求められている。 (イ) インクルーシブ教育の意義と日本の国別援助方針における本事業の位置付け インクルーシブ教育とは、教育を提供する側が、個々人の多様なニーズに応えながら、すべての子どもに、同じ空間で学ぶ機会を平等に提供することを目指す教育形態であり、特殊教育と比べ既存の教育制度を通して実施しやすく費用も抑えられる利点も相まって、近年国際的な潮流となりつつある。インクルーシブ教育には校舎のバリアフリー化や補助具・補助教材の支援等も含まれるが、障がい児がいつでも就学できるような環境を整えておくことが、障がいを理由に通学ができないという差別や障壁を解消し、すべての人が教育を受けられる権利を保障することになる。同教育の推進により、特別なニーズを有する児童への対処法を学ぶことで、教員の指導力が向上するとともに、児童が互いの個性を受け入れ、助け合う精神を育むきっかけともなり、ひいては学習環境の総合的な改善や教育の質の向上も期待できる。従って、本事業は日本国政府が定める対カンボジア王国国別援助方針の重点分野の一つである「社会開発の促進」の開発課題「教育の質の改善」に即した事業である。 (ウ) 事業地・事業内容の選定 本事業は昨年パイロット的に開始しているが、事業地は支援の重複を避けるため他団体がすでに活動しているプノンペン等の州や特別市以外を対象とし、教育・青年・スポーツ省（以下、教育省）とも協議後、他州と比べて教育政策に積極的なカンダール州の中からクサイ・カンダール郡を選定した。平成 24 年に当会が同郡で実施した事前調査では、郡教育事務所職員や学校関係者、障がい児家族を含

	む地域住民等が協力してインクルーシブ教育を推進する取り組みは皆無に近いことが確認された。同州では、特別支援教育を実施する活動団体はあるものの、包括的なインクルーシブ教育活動を実施しているのは当会のみであり、パイロット事業の成果と課題を踏まえて、同郡での活動を継続することでインクルーシブ教育の普及と持続に効果的と判断した。同郡では学校を 12 のクラスターに分けているが、パイロット事業及び今後 3 年間の事業では各クラスターから事業を実施する対象校を選定する。これにより同じクラスター内の学校が経験や学びを共有できる仕組みを作る。 事業内容は（ア）に記載のカンボジア政府の国家方針書及び障がい児教育の基本計画に沿って、地域での障がい児の調査（マッピング）の実施、バリアフリー環境の整備、教材や補助具の提供、障がいや教育に対する理解の促進、教員への研修、持続性や質を確保する仕組み作りを実施する【別紙(1) 詳細参照】。各活動に住民、郡教育事務所、州教育局を巻き込み、他州の教育省職員とも協力して研修を行う等、他州への普及を図りながら教育省の取り組みを促していく。 （エ）パイロット事業の成果・課題 上述の調査結果を受けて平成 25 年 4 月から 1 年間同郡で実施したパイロット事業では、3 集合村の 3 校を対象とした。事業開始時に対象地で設立したインクルーシブ教育推進部会のメンバーを中心として地域の障がい児の実態調査を行ったことで、94 名の障がい児について障がいの状態や就学・生活環境を把握することができた。これにより、対象地域に住む推進部会のメンバーが調査の実施方法を学ぶとともに、補助具や治療を必要とする障がい児が特定されたことで 44 名に対して適切な支援を実施できた。また、校舎の一部をバリアフリー化したことで、それまで通学できていなかった車いす利用児童の就学や、就学している障がい児の校内での車いす利用が可能となった。加えて、非障がい児にとっても学習環境が改善されたことを、教師や保護者からの聞き取りでも確認しており、障がい児も共に学べる環境整備の大切さや、障がい児に配慮した環境が、非障がい児を含む多くの生徒に裨益することを理解するきっかけともなった。研修に参加した教員からは、障がい児への接し方や席の配置等の配慮方法を各学級内で実践している様子も確認され、学習環境の改善が意欲の向上につながった障がい児もいた。このような活動を通して、子どもの障がいやインクルーシブ教育に対する保護者の理解が促進され、地域における啓発イベントの実施も、障がい者の権利や教育の重要性について地域住民が理解を深める一助となった。 同時にパイロット事業で得られた学びに基づき、本事業では、研修への村長の参加、フォローアップ研修の実施、実態調査に用いるチェックリストの改訂、情報管理と資料作成、地域住民の参加の強化、活動を実践する当事者どうしの交流機会の創出、州教育局等への働きかけの強化を行い、活動の効果と持続性を高める【別紙(2) 及び(3) 詳細参照】。
（３）事業内容	本事業は、教育現場や地域において、障がい児がより就学しやすい環境を整える試みを通してインクルーシブ教育の実質的な普及を推進し、ひいては障がい児就学率の向上に貢献することも目指す。 具体的には、3 年間の活動を通して学校と地域が連携したインクルーシブ教育への効果的かつ持続的な取り組みを促進するため、第 1-3 期の対象集合村及び小学校において、（ア）～（カ）の活動を実施する【詳細は別紙「年度ごとの事業内容（第 1 期－第 3 期）」参照。また各活動における研修・ワークショップ・啓発イベントの内容については別紙「研修内容一覧」参照】。特に、他国や国内他地域とも、成功例や学び、障がい児の進学支援、障がい者の就労等に関する情報を交換しながら活動を実施することが重要と考えていることから、日本からの講師派遣や他地域におけるインクルーシブ教育実践校への視察、並びに他地域の政府及び学校関係者による本事業対象校への視察受け入れを計画すると同時に、本事業での取り組みを政府関係者や他 NGO へ共有する機会等を設け、事業後の取り組みの継続と広がりを意識した活動を行う。 第 1-3 期のクサイ・カンダール郡内の対象集合村及び集合村内の対象小学校は以下の通りである。なお、カンボジアでは、郡内の学校を数校ずつクラスターとしてまとめ、学校同士で定期的に協議や情報共有をする制度がある。持続性や質を確保する仕組みの一つとして、3 年事業の対象校は各クラスターから選定することとし、クラスター内で対象校以外の学校も経験を共有できるようにする。 【第 1 期】4 集合村（プレア・プロソップ／タ・アエク／ビヒア・スオ／シトー）及び 4 小学校（プ

レア・プロソップ／タ・アエク／スバイ・ミア／シトー）（いずれも幼稚部併設）

【第 2 期】4 集合村（ポクルッサイ／プラエク・オンパル／プラエク・ルオン／スバイ・チュルム）及び 4 小学校（ポクルッサイ・クラオム／プラエク・オンパル／プラエク・ルオン／スバイ・チュルム）（内 2 校幼稚部併設）

【第 3 期】4 集合村（コッ・ウニャータイ／チェイ・トム／ソンロン／コンポン・チョムロン）及び 4 小学校（チョンコッ・ウニャータイ／チェイ・モンコル／ソンロン／トゥオル・プレアティエット）（内 3 校幼稚部併設）

（ア）インクルーシブ教育推進部会の設立と強化（第 1-3 期）

第 1 期事業開始時、対象地域において、インクルーシブ教育推進部会を設立し、メンバーへの研修の後、協力して事業を実施する。部会については、州及び郡の政府関係者、学校及び集合村代表者、障がい当事者、障がい者家族、保健センター職員、また非障がい児の家族を含めることを考慮してメンバーを決定する。研修の講師は、日本から派遣する専門家、協力団体及び当会の職員が務める。また、定期的にメンバー間での会合を開催し情報共有を図るとともに、必要に応じて追加研修を実施する。

第 2-3 期も、対象地域内で新たに部会メンバーを選出するが、州及び郡の政府関係者は、3 年間同一人物とし、部会内の中心的存在として活動するとともに、第 2-3 期では研修の講師役も担うことが期待される。また、每期、対象地域の部会メンバーと協力して事業を実施しながら、前年度の部会メンバーの活動もフォローアップする。

（イ）バリアフリー環境の整備（第 1-3 期）

第 1 期では、4 つの対象校において、校舎へのスロープ設置、障がい者用トイレの改修または新設、校内の敷地の舗装を行う。工事前には、建設業者及び学校関係者と入念に協議し、工事の詳細を再確認するとともに、終了後には、バリアフリー工事によって、就学状況等にどのような効果があったかを調査し、使用状況を定期的にモニタリングする。

第 2-3 期も、各対象校 4 校にて、同様の活動を実施する。

（ウ）教員の能力強化と学校での啓発活動（第 1-3 期）

第 1 期では、対象校の全教員に対して、障がいやインクルーシブ教育に関する全般的な知識や、障がいに応じた教授法等に関する研修を実施する。講師は教育省職員、協力団体及び当会の職員が務める。障がい児を受け持つ教員に対しては、補助教材等の作成・活用方法に関する研修も実施し、必要教材を供与する。研修後は、研修で学んだ内容の実践状況や配付教材の活用状況等をモニタリングし、必要に応じて追加研修を実施する。さらに、対象校の児童に対しても障がいに関する啓発ワークショップを開催する。

第 2-3 期も、各期の対象校の教員に対して、同様の活動を実施すると同時に、前年度の対象校におけるモニタリングも継続する。

学校におけるモニタリングは、各対象校で組織されている学校支援委員会（School Support Committee: SSC）のメンバーと協力して実施する。

（エ）地域での啓発活動（第 1-3 期）

第 1 期では、対象地域にて集合村及び学校関係者と協力し、新年度開始前に各地域で実施される就学キャンペーンの期間に、インクルーシブ教育を促進する対象校の取り組みを広めるため、配付資料等を利用してキャンペーンを実施する。

また、村長や障がい当事者、障がい者家族等を含む村民に対して、障がいに関して理解を深めてもらうための啓発イベントを実施し、事業期間を通して、啓発活動及び事業全般によって、地域にどのような影響があるかを調査する。

第 2-3 期も、各対象集合村において、同様の活動を実施する。

（オ）障がい児の実態調査と支援（第 1-3 期）

第 1 期では、対象校及び集合村において、村長や郡教育事務所等から収集したデータに基づいて実態調査を行い、インクルーシブ教育推進部会のメンバーが調査実施方法を学び、各障がい児の就学状

	況や必要な支援の有無等の詳細を把握するとともに、データの内容を更新する。 実態調査後、各障がい児のニーズにあわせて、補助具の供与や、医療サービスへのアクセス向上支援を行う。また、貧困家庭の障がい児に対しては、支援対象とする基準を満たし、かつ就学に必要な認められる場合に、文具や自転車等の物資を供与する。このうち、個々の障がい児への通院にかかる交通費補助などの支援は、当会自己資金にて対応する。 調査記録は障がい児ごとに資料としてまとめ、適宜更新する。学校においても、障がい児の学習状況を定期的にモニタリングする。 第 2-3 期も、各対象集合村において同様の活動を実施するとともに、必要に応じ前年度の対象地域における障がい児への支援を継続する。 (カ) 他地域との学びの共有 (第 1-3 期) 第 1-3 期を通して、教育省、州教育局、郡教育事務所に四半期報告書を提出し、本事業の取り組みを定期的に共有することで、教育関係者がインクルーシブ教育の実践方法に関する理解を深める一助とする。また、インクルーシブ教育推進部会メンバー、特に州教育局や郡教育事務所職員が、本事業での取り組みや成果を政府関係者や他 NGO へ共有し、活動の継続や広がりについて協議する機会を設けることで、国の障がい児教育に関する方針との関連性に配慮しながら、教育省と連携を取りながら事業を進める。 また、国内各地域でインクルーシブ教育の意義が理解及び実践されるため、並びに、国内各地域で同教育に関する教員研修を進める教育省の取り組みを促進するため、カンダール州以外の州においても、教育省職員とも協力しながら研修を実施する。具体的には、第 1-3 期を通して、1 年ごとに 3 州を対象とし、各州内で選んだ 1 郡において、郡内の学校の教員及び SSC メンバーや、州教育局及び郡教育事務所の職員等に対して研修を実施する。対象州の選定は事業開始後に最新の状況を把握した上で、教育省と協議し決定する。 さらに、第 1 期から、対象地域以外の国内各地域におけるインクルーシブ教育実践校への視察を行い、より効果的・効率的な実践方法について情報や経験の共有を図るとともに、第 2 期からは、教員研修を実施した州を含む他地域の政府及び学校関係者、NGO 関係者等による対象校への視察を受け入れる。第 3 期には、視察参加者が各自の地域における同教育推進の中心要員として、障がい児の就学に向けた助言や情報提供を行う。
(4) 持続 発展性	前項で述べたように、本事業は、対象校や地域、郡教育事務所のみならず、教育省や州教育局とも連携して実施する。教育省とは MOU を締結する手続きを開始しており、四半期報告書を提出するほか、同省や州教育局のインクルーシブ教育担当者が事業期間を通して、積極的に当会との協議を行い、同教育推進へ主体的に関与する。また、インクルーシブ教育推進部会のメンバーである州教育局や郡教育事務所の職員のみならず、教育省職員とも、教員研修の講師として準備段階から関わってもらい、事業モニタリングにも関わってもらうなど、協力して活動を実施しながら、インクルーシブ教育普及の主体とノウハウを、当会から行政へ段階的に移管する。 カンダール州教育局では現在、国の 5 年間の教育戦略計画 (Education Strategic Plan: ESP 2014-2018) に基づき、州の 3 年間の ESP 2015-17 を作成中である。ESP は、州教育局が毎年作成している州内での活動と予算配分を定めた年間活動計画 (Annual Operation Plan: AOP) のもととなる重要な文書であり、当会は会議に参加してインクルーシブ教育事業の活動内容やその意義について提言し、作成に携わっている。その結果、ESP には障がい児の教育に関わる活動も記載される見込みとなっているが、本事業を通じて、インクルーシブ教育推進のための (ア) から (カ) の活動の強化や予算の確保を州教育局に促していく。 さらに、事業期間を通して、インクルーシブ教育推進部会のメンバーが研修を受け、活動に関わることで、事業終了後も、地域内で知識と経験を備えた人物として、保護者や学校関係者、村民等に適切な助言等を提供できるようになる。特に、部会の中心メンバーである州教育局や郡教育事務所の職員が、本事業を通して得た知識や経験を各地域で同教育を推進する立場にある教育行政担当者に積極的に伝えることで、彼らの同教育の重要性に対する意識や実践に関する具体的な知識が向上する。ま

	た、他地域のインクルーシブ教育実践校への視察や、他地域から対象校への視察受け入れを通して、本事業における同教育の実践経験や成果・学びが広く共有され、他地域における同教育の取り組みを強化する一助となる。 対象校に設置するバリアフリー施設等に関しては、工事前に、学校側が維持管理に責任を持つ旨を記載した合意書を学校と締結する。対象地域においては、地域内での活動を通して、住民の間に障がい者を支えていく意識が高まり、障がい児の就学の後押し等につながることを期待できる。 パイロット事業からの教訓や成果を基に活動内容を改善し、3年の事業実施を通して効果を定着させることで、カンボジアにおけるインクルーシブ教育の成功例として政府計画へのインパクトの強化を図る。また、長年支援している現地の車いす工房事業に加えて、本事業が当会のカンボジアにおける障がい者支援の柱となる。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<u>第一期の受益者数：</u> 本事業では障がい児が主たる対象となるが、インクルーシブ教育は本来、それぞれ個別の教育ニーズを有している全ての児童にとって学びやすい学習環境を創出するものであり、教育の質の改善に向けた教育システム全体を変革していく取り組みである。そのため、受益者には非障がい児や教員も含まれる。また、研修受講や組織化、問題解決能力の向上、地域での調査の実施方法を学ぶインクルーシブ教育推進部会メンバー、研修を受ける他州の教員や政府関係者、地域イベントに参加する対象集合村の住民も受益者となる。 －直接受益者数：3,800人（対象校4校の児童3,000人（内、障がい児約90名^{※1}）及び教員80人、インクルーシブ教育推進部会メンバー15～20名、研修を受ける他州の教員および政府関係者300人、地域イベントに参加する対象集合村の住民400人） ※1 各学校から郡教育事務所に提出された報告書（2014年4月）に基づくが、本事業の実態調査を通じてその信憑性を確認する。 －間接受益者数：32,000人（事業の波及効果が望める4集合村の住民） <u>(ア) インクルーシブ教育推進部会の設立と強化</u> 【成果】行政、学校、地域、障がい児家族の代表者から成るインクルーシブ教育推進部会が設立され、部会メンバーがインクルーシブ教育推進に必要な知識を習得し、対象地域における同教育の主要な推進力となる。 【指標】①推進部会メンバー約50名がインクルーシブ教育研修を受講する ②研修後の確認テストの平均正答率が80%以上となる ③部会活動のメンバー平均参加率が7割以上となる 【確認方法】研修実施記録、確認テスト、部会活動記録 <u>(イ) バリアフリー環境の整備</u> 【成果】対象校において、身体障がい児を含め児童が就学しやすい物理的環境が整う。 【指標】①対象校12校においてバリアフリー工事の基準を満たしたスロープと障がい者用トイレが必要数設置され、校内の敷地が舗装される ②対象校が工事箇所を適切に維持管理し、工事箇所の状態を毎月確認する ③聞き取り調査またはアンケートを行った学校の児童及び教員の7割以上が、①の工事により、学校設備が利用可能となった、利用しやすくなったと回答する 【確認方法】工事中及び工事終了後のモニタリング <u>(ウ) 教員の能力強化と学校での啓発活動</u> 【成果】教員や児童の、障がい全般やインクルーシブ教育に対する理解が深まるとともに、障がい児を受け持つ教員が、補助教材の作成・活用方法を習得し授業に取り入れる。 【指標】①対象校の全教員約240人が5-7日間の研修を受け、研修後のアンケートで、参加者の8割が学んだ内容に関する理解が深まったと回答する ②障がい児担当教員の6割以上が、授業で補助教材を活用していることを確認する ③障がい児および担当教員への聞き取りにより、調査対象障がい児のうち、7割以上の学習環境

が改善されたことが確認される

【確認方法】研修実施記録、研修後アンケート、モニタリング、障がい児モニタリング記録

(エ) 地域での啓発活動

【成果】インクルーシブ教育の重要性やインクルーシブ教育を推進する対象校の取り組みについて、障がい児家族を含む地域住民の理解が深まる。

【指標】①対象集合村の地域住民約 1,200 人（第 1 期 400 人、第 2-3 期 800 人）がインクルーシブ教育啓発イベントに参加する

②事後モニタリング調査対象住民の 6 割が対象校の取り組みやインクルーシブ教育の重要性について理解する

【確認方法】活動実施記録、モニタリング調査結果

(オ) 障がい児の実態調査と支援

【成果】対象地の障がい児が学校に通うために、あるいは教室で学ぶ際に必要となる支援物資その他のサポートについてその実態が把握され、必要な支援が提供され、障がい児の学習が容易になる。

【指標】①対象地域の障がい児の就学状況や支援ニーズについての調査結果がまとめられる

②支援を必要とする障がい児の 6 割以上が、補助具その他の物資、あるいは医療サービスなどそれぞれが必要な支援を受ける

③障がい児および担当教員への聞き取りにより、調査対象障がい児のうち、7 割以上の学習環境が改善されたことが確認される

【確認方法】調査報告書、障がい児の支援記録、障がい児モニタリング記録

(カ) 他地域との学びの共有

【成果】教育省の障がい児教育に関する国家方針書の実効性が高まる。また、他地域の教員及び政府関係者が、研修や地域間での交流、対話を通して、インクルーシブ教育に関する理解を深め、自らの地域における同教育推進の原動力となる。

【指標】第 1-3 期：

①カンダール州以外の国内他地域において、1 年ごとに 3 州約 300 名、事業終了時までに 9 州約 900 名の教員や政府関係者がインクルーシブ教育に関する研修を受ける。

第 2 期以降：

②他州において研修を受けた教員の半数以上が、インクルーシブ教育に関する理解を深め、学んだ内容を各学校において実践する。

③本事業対象校を視察した参加者のうち、半数以上が、自らの地域でインクルーシブ教育推進の中心要員として、障がい児就学に向けた助言や情報提供を行う。

④四半期報告書の提出や他地域への視察、会合等における成果や学びの共有を通して、インクルーシブ教育の実践事例に関する理解が深まり、今後の活動の参考になったとする教育行政担当者や視察参加者が 5 割以上となる。

【確認方法】会合等出席記録、視察記録、四半期報告書